

避難所管理運営マニュアルモデル  
～新型コロナウイルス感染症対策指針～

令和2年6月  
鹿児島県

## 目 次

### 1 事前準備

- (1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設 . . . . . 1
- (2) 避難所のレイアウト等の検討 . . . . . 2
- (3) 物資・資材等の準備, 必要数の把握 . . . . . 2
- (4) 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者,  
発症の疑いがある者等への避難検討 . . . . . 2
- (5) 住民への周知 . . . . . 2
- (6) 避難所を管理する職員等の安全確保 . . . . . 3

### 2 災害時の対応

- (1) 住民への周知 . . . . . 3
- (2) 受付時の対応 . . . . . 3
- (3) 避難所の運営 . . . . . 3
- (4) 発熱者等への対応 . . . . . 4

### 3 参考資料

- ・ 発災直後の一般的な避難所レイアウト案 . . . . . 5
- ・ 国際基準に適合したレイアウト案 . . . . . 6
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した  
学校体育館レイアウト案 . . . . . 7
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した  
避難所敷地レイアウト案 . . . . . 9
- ・ 補足 . . . . . 1 1

## 1 事前準備

### (1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設。

避難者の密接を防ぐため、避難所として利用できる施設をできるだけ多く避難所を確保する。

ア 指定避難所以外での別施設の選定・確保。

- ・ 避難所施設について、ハザードマップ等による安全確認を行う。
- ・ 地域の実情に応じて、ホテルや旅館などの宿泊施設、研修施設等の活用を検討。

※宿泊施設、研修施設等の活用にあたっては、事前に協定の締結等を行うよう努める。

- ・ 指定避難所が学校の体育館等である場合には、校舎の空き教室等の活用を検討する。
- ・ 公共施設の駐車場、オートキャンプ場、学校の校庭、グラウンド等、駐車スペースを確保できる場合で、避難所の確保が困難など、やむを得ない場合には、車中泊の活用を検討する。

※車中泊の活用にあたっては、当該敷地内への駐車可能台数の算定を行い、避難者が余裕を持って利用できるトイレ等の確保を検討する。また、エコノミークラス症候群への対策、気候に応じて熱中症への対策等にも配慮する。

- ・ 避難施設における管理者、地域住民等と必要事項を協議する。特に、避難所の運営については、避難者が主体となって行うことが基本であることから、市町村と地域住民は、避難所開設から運営にあたっての手順や役割分担についても、できる限り取り決めておく。
- ・ 協定締結等で新たに活用可能となった避難所用の施設については、その活用にあたり、職員等の配置、役割分担、地域住民等との協議事項等を確認する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、他市町村の職員、ボランティアの応援が困難になることも想定しておく。

イ 災害規模に応じて、近隣市町村の指定避難所の利用など、近隣市町村の協力を検討。

ウ 協定締結等で新たに活用可能となった施設で避難所運営する際の支援体制の構築。

- ・ 必要な物資・資材供給、情報提供が行えるよう体制を構築する。

## (2) 避難所のレイアウト等の検討

ア 避難者が十分なスペースを確保できるようなレイアウトを検討。

※「参考資料」参照

イ 発熱、咳等の症状が出た者の専用スペース、トイレの確保の検討。  
併せて、一般の避難者とゾーン、動線を分けるよう検討。

## (3) 物資・資材等の準備，必要数の把握

ア 物資・資材等について，事前にリスト化するとともに必要数を把握。

イ 事前に準備しておくことが望ましい物資・資材等。

- ・ マスク，消毒液，ペーパータオル，液体ハンドソープ，電子体温計（非接触型が望ましい），次亜塩素酸ナトリウム（0.05%），ティッシュ，ウェットティッシュ，パーテーション，段ボールベッド，ビニールシート，仮設トイレ，テントなど
- ・ 使い捨て手袋，ガウン，ゴーグル，フェイスガードなど（避難所管理職員用）

## (4) 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者，発症の疑いがある者等への避難検討

ア 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者等への対応については，管轄の保健所等と事前に連絡体制，避難方法等について協議を実施。

イ 避難所において，発熱，咳等の症状が出た者など新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え，管轄の保健所と連絡体制，対応する職員等の防護体制，搬送方法，手順等について事前に協議を実施。

## (5) 住民への周知

ア ホームページ，広報誌等により，以下の点などを事前に住民に周知。

- ・ 手洗い，咳エチケット等の基本的な対策の徹底。
- ・ ハザードマップにより自宅周辺の危険箇所を確認。
- ・ 自宅で安全が確保できる場合は，在宅避難を検討。
- ・ 可能な場合には，安全が確保できる親戚や友人宅への避難を検討。
- ・ 避難者が持参する，食物，飲み物等に加え，可能であれば，マスク，消毒液，健康管理用の体温計，ウェットティッシュ，携帯トイレ，室内用スリッパ等の追加準備を依頼。

- ・ 避難所到着時に発熱、咳等の症状がある場合は、受付時に申告。

## (6) 避難所を管理する職員等の安全確保

- ・ 避難所を管理等する職員に対し、基本的な感染症対策等の研修会を事前に実施する。

## 2 災害時の対応

### (1) 住民への周知

- ア 上記1（5）の内容を周知
- イ 指定避難所以外の避難所について、所在地・施設名を周知しておく。

### (2) 受付時の対応

- ア 受付の位置の十分な検討、他の出入り口の使用を禁止。
- イ 受付時の感染予防対策を実施。
  - ・ 消毒液、ビニールカーテン、受付対応者用のマスク・ゴーグル等を準備、設置する。
  - ・ 避難者の検温・聞き取りについて、理解、同意を得た上で実施する。  
※発熱、咳等の風邪症状、嗅覚味覚障害の有無等→該当者用の個室等の確保や該当者用の避難所への搬送等を対応。
- ウ 避難者用の名札カードの発行。
- エ 誰がどこに入るか、寝るかを可能であれば事前に決定。
- オ 国外や「特定警戒都道府県」等の他地域から移動してきて2週間経過していないか、また、その者と同居・接触して2週間経過していないか、理解、同意を得た上で、聞き取りの実施の検討。→可能であれば、別室を案内。

### (3) 避難所の運営

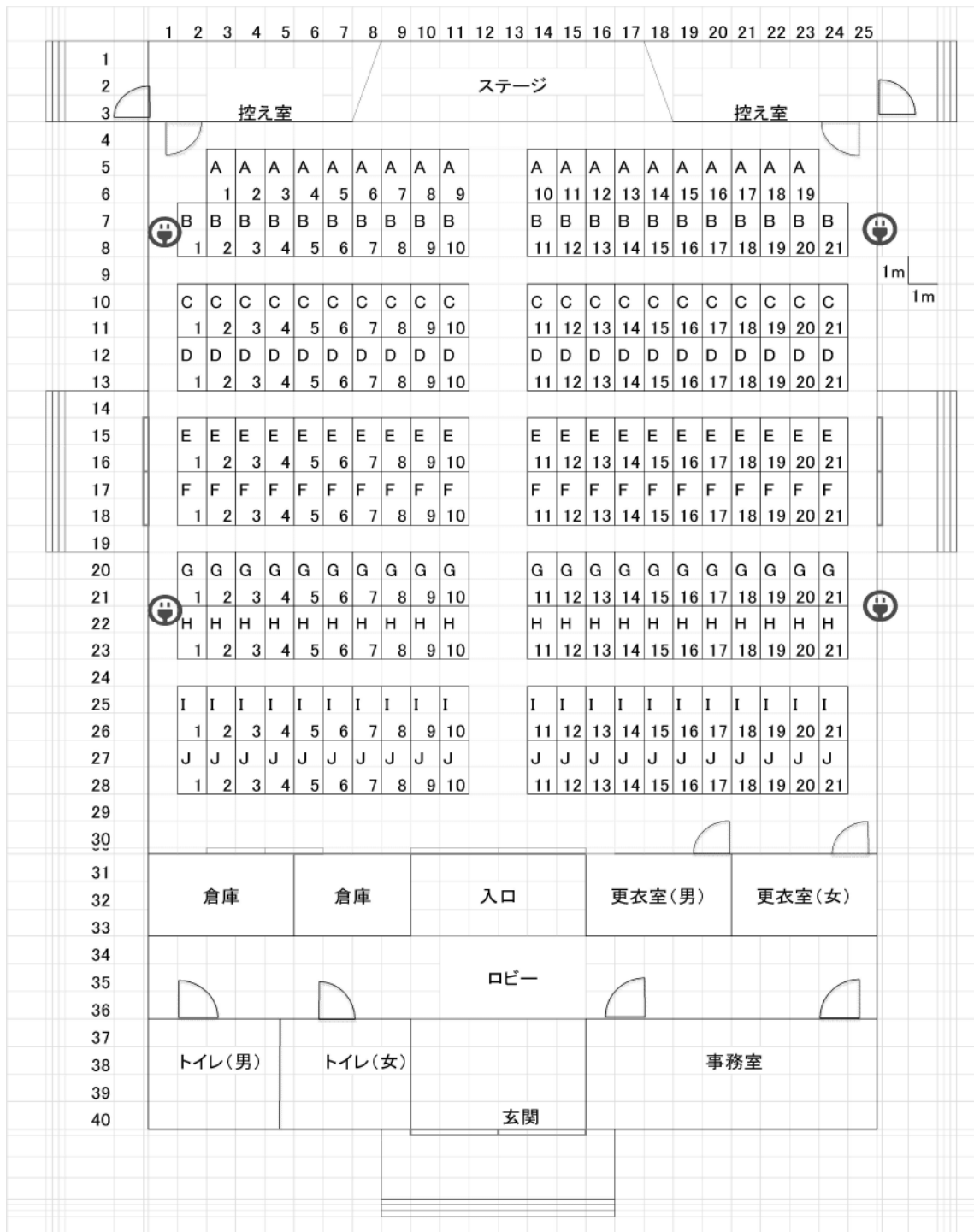
- ア 避難者、避難所管理職員ともに、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
- イ 避難所内に手指消毒、咳エチケットや「3密」回避、各避難所におけるルール等を周知する案内を掲示。
- ウ 体調を崩した方等への人権に配慮したポスターの掲示。
- エ 避難所の出入り口、食事スペース等の共同スペース、トイレのドアノブなど、多くの方が触れる箇所や物品について、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）等により、こまめな消毒の実施。

- オ 食事の配布時間を分けるなど、避難者が一度に集合しないような対応の検討。
- カ 避難所内ではスリッパ等を活用し、避難所内用のスリッパ等をトイレや避難所外で使用しないよう周知。
- キ 避難所内では、定期的な換気を実施。
  - ※換気により、エアコン等の冷気が逃げ、熱中症にならないよう注意する。
- ク 避難所内において、テープ等による一定の距離（1~2m）を設けた区画表示。
- ケ 可能であれば、パーテーション、段ボールベッド等の活用。
- コ 車中泊者等用のトイレの設置（利用できるトイレの周知）。
- サ 車中泊者等への熱中症、エコノミークラス症候群等への注意，食事提供，情報伝達への配慮。
- シ 避難者による検温，聞き取りによる健康観察。
- ス 避難所管理職員の検温等健康状態の確認。
- セ 短期の避難時におけるゴミを各自管理すること，携帯用トイレの活用時には各自持ち帰ることの検討。

#### （4）発熱者等への対応

- ア 専用のスペースの確保，可能な限りの個室と専用のトイレの確保。
  - ※極力個室が望ましい。それぞれの感染リスクを考慮すると，本人の同意を得た上で，車中泊を検討する。
  - ※やむを得ない場合は，パーテーションで区切るなど工夫を行う。その際には，感染リスクが高まることから，一般の避難者等にも，当該スペースの位置や利用状況を周知し，注意喚起・理解を図ることが必要。
  - ※専用のトイレの確保が難しい場合には，仮設トイレ等の確保を検討し，各避難所で少なくとも2基（男女それぞれ1基ずつ）の設置に努める。やむを得ず，共用となる場合，清掃の頻度を増やすよう努めること。
- イ 発熱者等と一般の避難者とのゾーン，動線を分離。
- ウ 発熱者等の対応について，管轄の保健所と協議。

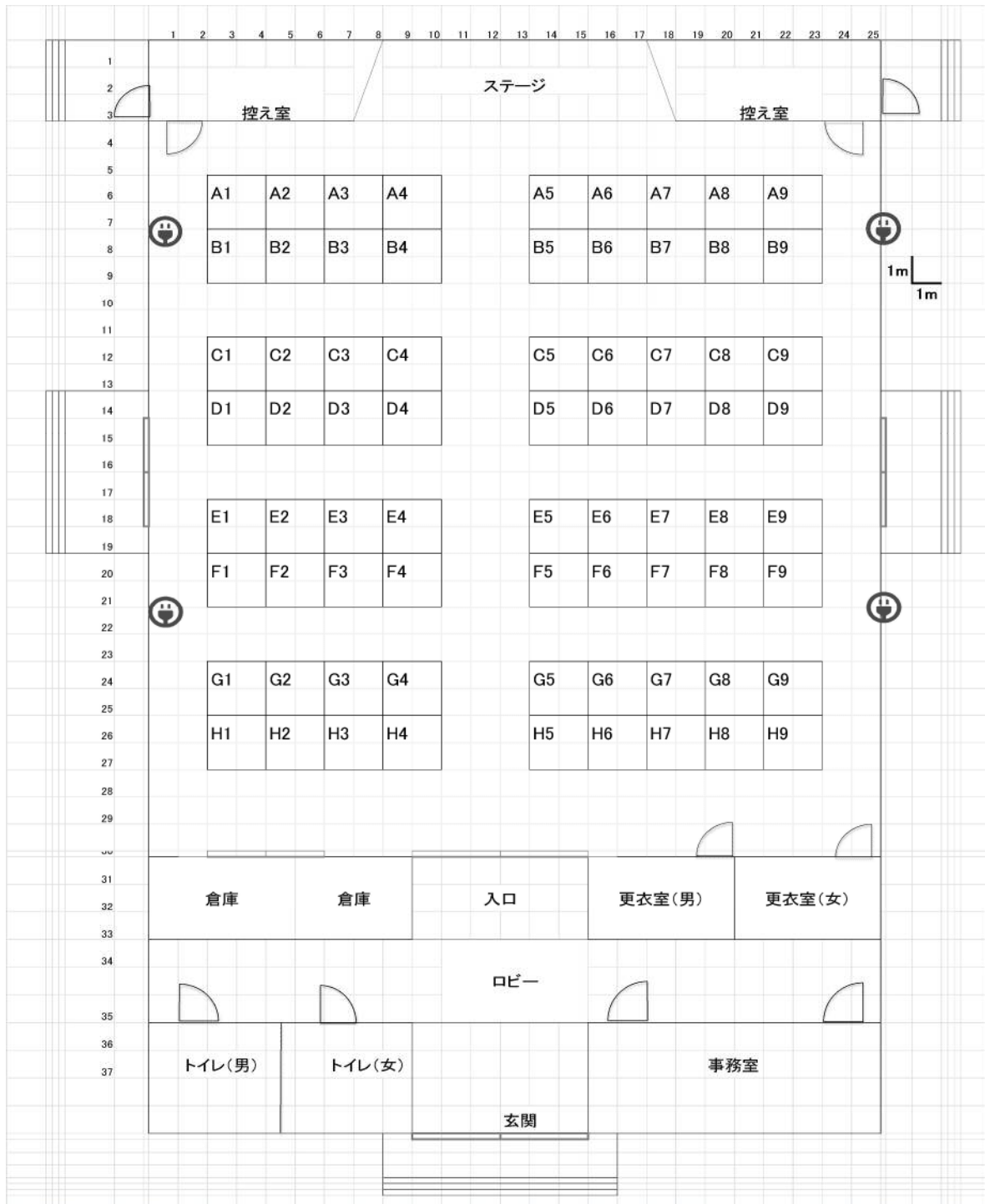
### 発災直後の一般的な避難所レイアウト案



一般的な学校体育館で、208 人収容可能。発災直後に想定される形であり、社会的距離（身体的距離）を 2m 以上離すことができず、避難者同士が「密接」な状態となる。トイレ数も一般に少ないので、トラブルが発生しやすい。

図1 避難所レイアウト案① (2m<sup>2</sup>/人+通路 1m 幅以上)

## 国際基準に適合したレイアウト案



一般的な学校体育館で、72人収容可能。スフィア・プロジェクトの国際基準「1人当たり  $3.5\text{m}^2$ 」より広い。社会的距離（身体的距離）を2m程度ほぼ離すことができており、大トイレ数4基にも見合った定員となっている。

図2 避難所レイアウト案② ( $4\text{m}^2$ /人+通路2m幅以上)



### 新型コロナウイルス感染症に対応した学校体育館レイアウト案

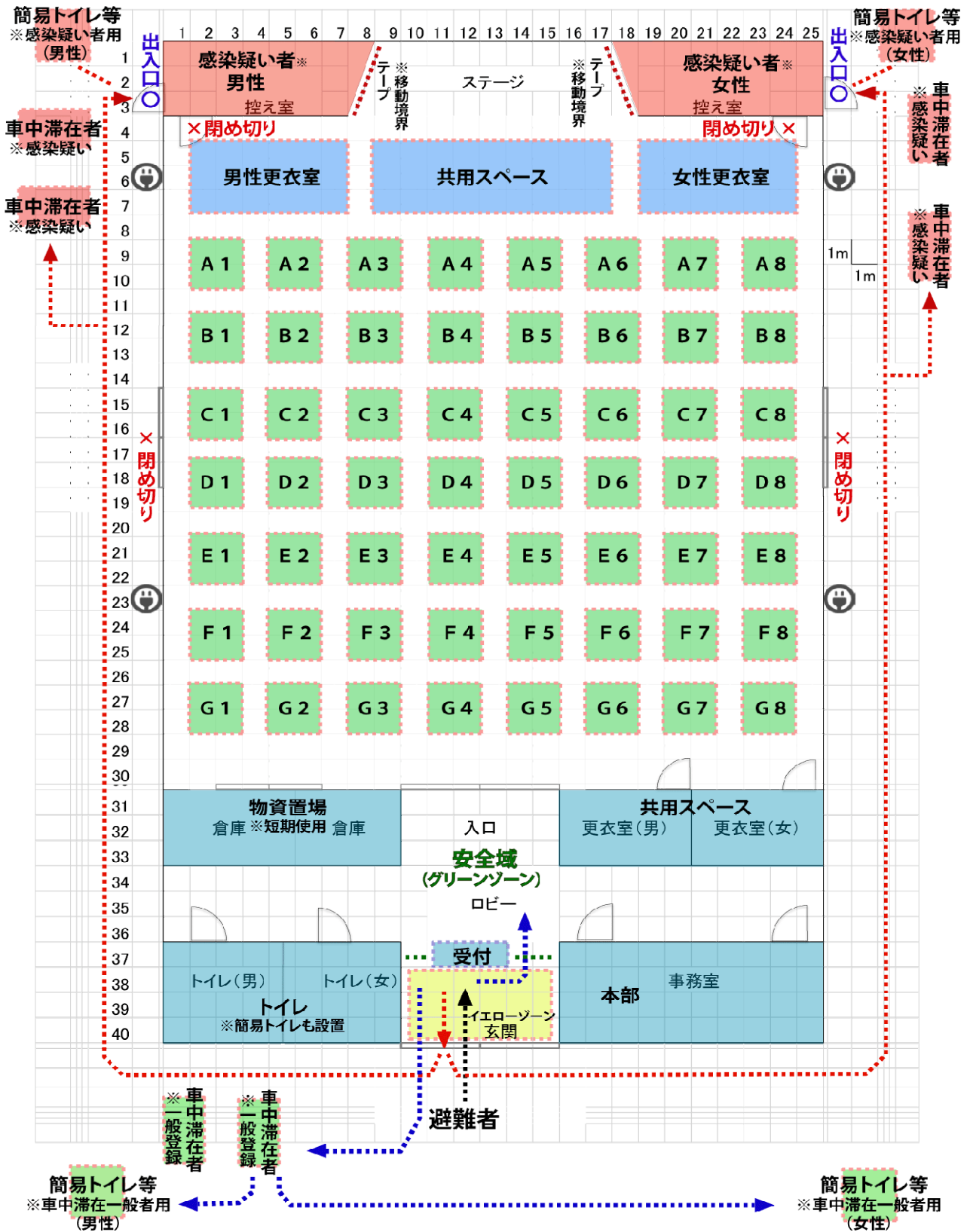


図3 避難所レイアウト案③ (4m<sup>2</sup>/人+通路1m幅以上) 次頁説明

避難所として使用できる建物が多くあればよいが、一般的には、「学校では体育館」のように限定される。その場合、建物内に空気が止まらないように換気のために窓や非常口等を開放するものの、出入口を1か所として「受付」を設置する。特に、避難所開設時には、受付で、体温計測や咳の有無等の体調チェック等の聞き取りを行いたい。これらの結果に応じて、特に該当しない「一般避難者」は体育館内に入り、発熱等が確認された「感染が疑われる者」等\*については、次の対応を行うことを強く推奨する。

2020年5月28日時点で「感染観察県」とされている鹿児島県では、いわゆる「市中感染」が生じていないので、ウイルスは国外も含めた他地域からもたらされる、と考えるべきである。受付では、先ずはこのことをしっかりと説明して理解した上で、該当者には「お願い」する形で別室等での「(社会的)隔離」に同意してもらい、次の行動をとってもらう。

- A. 感染が疑われる場合には重症化の危険性が高い70～80代の「一般避難者」との動線を分けるために、外側の出入口を使って専用個室に入ってもらおう。
- B. トイレについては、体育館のトイレを使わず、外に設けた簡易トイレを使用してもらおう。
- C. 「感染が疑われる者」等は、それぞれでも、当然のことながら感染のリスクがあることから、動線が交わらないよう、個室での「(社会的)隔離」が望ましい。個室を確保できない場合には、自家用車等を用いての「車中滞在」をお願いし、同意の上で、実行してもらおう。

なお、体育館の「感染が疑われる者」等専用室については、本来の舞台「控室」である場合が想定されるので、動線を分けるために、テープやパーテーション等で「移動境界」を明示する。

また、「市中感染」が生じている場合や災害規模が大きい場合には、「感染が疑われる者」でないものの、自家用車を用いた「車中滞在者」が増加する可能性があり、受付での登録が必要であるものの、そのまま駐車している場合もあり得るので、管理する駐車場等では時折の巡回も必要になる。その際には、職員等の管理者は、感染防止に努めてください。

#### 注

\*…発熱など体調の悪い者に加え、国外や「特定警戒都道府県」等の他地域から移動してきて2週間経過していない者、またその者と同居・接触して2週間経過していない者を含めることも検討

### 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所敷地レイアウト案

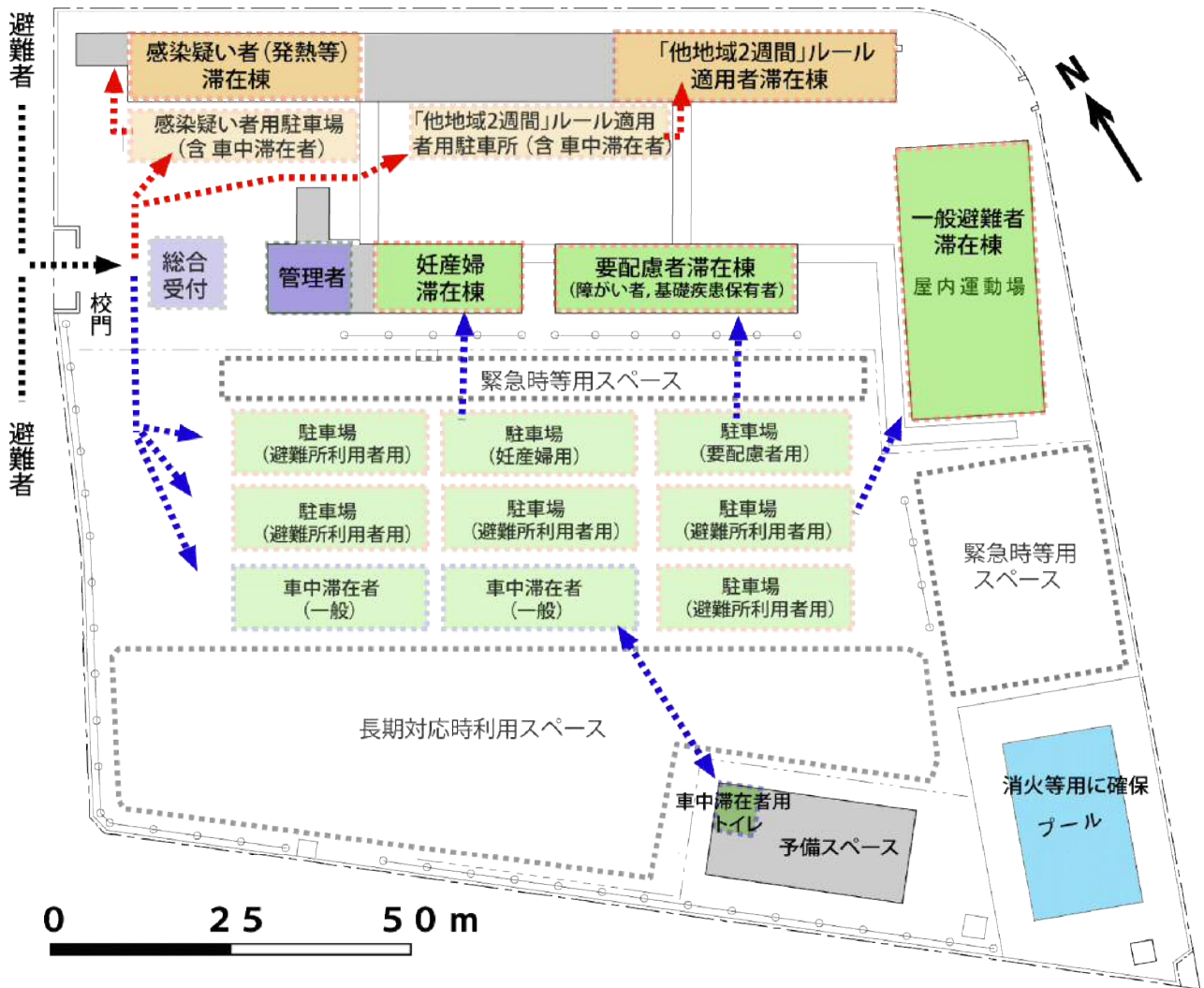


図4 避難所敷地レイアウト案

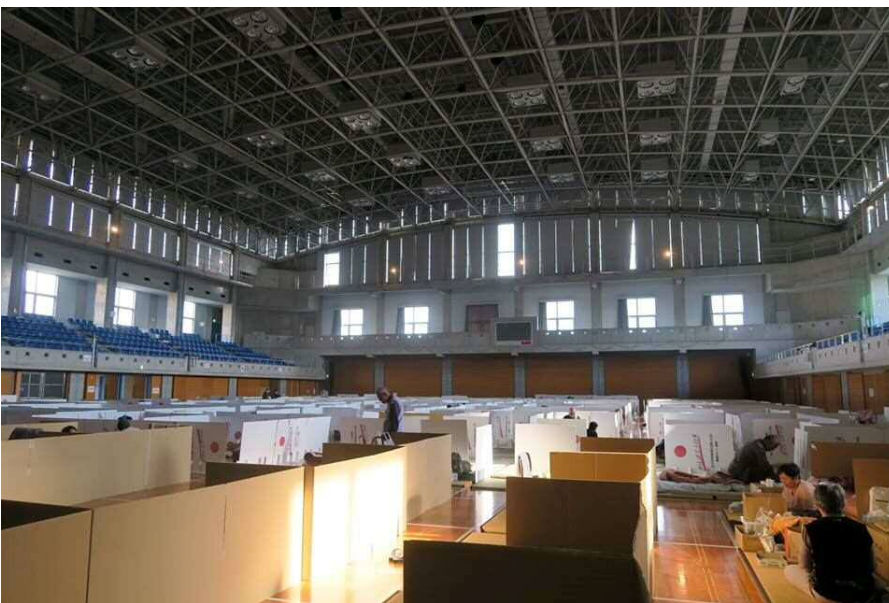
学校地の長期利用は、児童・生徒の教育等を考慮すると、望ましくなく、施設利用が制限される場合が想定されるが、ほぼ全域・全建物を活用できると仮定した上で、レイアウト案を作成した。「総合受付」で「新型コロナウイルス感染が疑われる者（発熱等）」、国外や「特定警戒都道府県」等から移動してきて2週間経過していない者など（「他地域2週間」ルール適用者）、一般避難者、要配慮者（妊産婦、障がい者、基礎疾患を有する者等）を体調や聞き取りに基づき判断した上で、それぞれ動線が交わらないよう専用スペースに移動できる配置が望ましい。特に、トイレについては、それぞれで専用に必要な便器数で設ける必要がある。施設利用が制限される場合、駐車場スペースを設けて車中滞在者（車中泊者）を増やす対応も検討。その際も、利用者別で専用トイレをできる限り多く設置に努める。また、長期利用や緊急時も想定して、校庭等の敷地については、未利用地を残した方がよい。





1人当たり約 $2\text{m}^2$ の面積を利用している。発災直後から体育館内にはスリッパに履き替えて入り、トイレでも専用スリッパを使用した。感染症では床面に存在するウイルスが注目されており、履物の交換は、避難所運営では、必ず行いたい。

写真1 東日本大震災での避難所  
(岩手県宮古市の第二中学校体育館, 2011年3月18日撮影)



段ボールベットと畳1畳で、1人当たり $4\text{m}^2$ を使用している。段ボールベットの囲いだけでなく、生活空間もパーティション等で仕切ると、感染リスクが下げられる。通路も介助できる幅を意識している。

写真2 熊本地震災害での避難所 (5月8日再編後)  
(熊本県宇城市の「ウイングまつばせ」体育館, 2016年5月11日撮影)

## 《補足》

### 1 ハザードとしての新型コロナウイルスにかかわる状況

新型コロナウイルス (COVID-19) については、未知の部分が多い。「災害想定」にかかわる部分を以下 (1) にまとめたが、例えば、厚生労働省『新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き 第2版』(2020年5月18日発行)等、感染症専門医等による最新情報を参照のこと。

#### (1) 新型コロナウイルス感染の特徴

- ア 人(ヒト)と人の接触を介して、感染が生じる。
- イ 感染した場合、潜伏期間が長い(～14日以上)。
- ウ 感染者は、一般に、かぜ症状(・嗅覚味覚障害)の後、咳・痰を伴い、呼吸困難となり、肺炎が進行する(軽症－中等症－重症)。
- エ 高齢者でより年齢が高い程、致死率が高くなる。
- オ また、感染者には、若年層を中心に、無症状のものもいる。
- カ 感染経路①飛沫感染
  - ・ 咳やくしゃみで口から飛び出す小さな水滴が最大約2m飛散する。
  - ・ 「3密(密閉・密集・密接)」で、感染リスクより高まる。  
※対策として、社会的距離(身体的距離)の確保(2m以上離れる)。  
※対策として、換気の実施(空気中に漂う飛沫を排出)。
- キ 感染経路②接触感染。
  - ・ 皮膚や粘膜の直接的な接触。
  - ・ 間接的な接触。ドアノブ、手すり、便座、ボタン、床等で生じる。  
※対策として、こまめな清拭・消毒の実施。  
※長い生存期間。(段ボール24時間、ステンレス等2～3日間?)

#### (2) 鹿児島県での新型コロナウイルス感染状況

- ア 感染者10人が報告されている。(2020年5月29日現在)
  - ・ 世代別では、10代1, 20代5, 30代1, 40代2, 70代1。
  - ・ 地域別では、始良市3, 鹿児島市3, 奄美市2, 霧島市1, 和泊町1。
- イ 県外からの転入者・訪問者及びその接触者とその家族、県外への訪問者及びその接触者が感染者
- ウ 「市中感染」が生じていない。
- エ 「感染観察都道府県」 ※政府専門家会議
- オ 今後、特に交流人口が多い地域で「市中感染」が生じる恐れがある。

## 2 避難所開設・運営にかかわる想定の整理

避難所開設・運営については、主として、大雨等自然現象の状況、これにかかわる警報等の発表、極端な自然現象の発生によって居住域が被災する自然災害の程度、災害種別等に応じて行われる。しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染防止にかかわる部分についても加えて考慮する必要がある。以下、これについて整理し、避難所開設・運営にかかわる対策の基本的な考え方をまとめた。

### (1) 自然災害の想定 ※便宜的に2段階

ア災害想定A：小規模・短期。

- ・ 居住域がほぼ無事で、1日程度の避難で済む場合。  
※例として、令和元年6月末からの大雨等。

イ災害想定B：大規模・長期。

- ・ 居住域が被災して、数日以上の避難が必要な場合。  
※例として、平成5年8月豪雨災害等。

### (2) 新型コロナウイルス感染状況の想定 ※便宜的に2段階

ア新型コロナウイルス想定①：「市中感染なし」。

- ・ 「感染観察都道府県」の場合  
※現在の鹿児島県の状況（2020年5月29日現在）。

イ新型コロナウイルス想定②：「市中感染あり」。

- ・ 「感染拡大注意都道府県」「特定警戒都道府県」に指定された場合。  
※感染経路が判明しない感染者が確認される等。

### (3) 自然災害想定と新型コロナウイルス感染状況想定との組み合わせ

ア「自然災害想定」と「新型コロナウイルス想定」の組み合わせが4つでき、避難所受付での「水際対策」、依頼ベースでの「隔離」的避難、避難者の健康状態の確認、避難所の衛生環境の保持等の重みが異なる。

イ「災害想定A」「新型コロナウイルス想定①」

- ・ 短期であるので「水際対策」に特に重きを置き、避難者の体調（体温等）と行動履歴の確認を実施。  
※「新型コロナウイルス感染疑い者」など、これらの者との濃厚接触者については、説明と同意の過程の上で、依頼ベースで「隔離」的な対応を行う。

イ「災害想定A」「新型コロナウイルス想定②」

- ・ 「水際対策」に加えて、依頼ベースでの「隔離」の増加。
    - ※「新型コロナウイルス感染疑い者」等が増加することから、自家用車等での避難者が増加する可能性。
    - ※避難所内には、自家用車を持たない高齢者等を中心に入所。
- ウ「災害想定 B」「新型コロナウイルス想定①」
- ・ 「水際対策」に加えて、長期であることから、避難者の健康状態の確認、避難所の衛生環境等の重要性が増す。
    - ※「新型コロナウイルス感染疑い者」など、これらの者との濃厚接触者については、依頼ベースで「隔離」的な対応を行う。
- エ「災害想定 B」「新型コロナウイルス想定②」
- ・ 「水際対策」に加えて、長期であることから、避難者の健康状態の確認、避難所の衛生環境等の重要性が増す。
    - ※「新型コロナウイルス感染疑い者」など、これらの者との濃厚接触者については、依頼ベースで「隔離」的な対応を行う。



本参考資料では、科学研究費助成事業 基盤研究(C) (一般) 「避難行動のパーソナル・スケールでの時空間情報の整理と防災教育教材の開発」 (課題番号:18K01146) (研究代表者:岩船昌起) の一部を活用した。